

北里大学保健衛生専門学院除籍に関する細則

平成20年10月9日 制定

平成23年 4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この細則は、北里大学保健衛生専門学院学則（以下「学則」という。）第23条第2項に規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）の除籍の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 除籍とは、退学の一つの形態として、本学院が学則により一方的に退学させる措置をいう。

(除籍の事由)

第3条 除籍に該当すると認められる事由は、学則第23条第1項の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 正当な事由がなく、所定の期日までに学費を納めない者（北里大学保健衛生専門学院学費の納入及び学費の取扱いに関する規程第10条第2項及び第3項第2号に規定する除籍を含む。）
- (2) 休学期間を満了後、10日以内に何等の手続をしない者
- (3) 2ヵ月以上も何等の手続をしないで引続き欠席した者
- (4) 死亡が確認された者
- (5) 2ヵ年以上も回復が困難で、学業の継続ができない疾病と校医が診断した者
- (6) 学則第5条第2項に定める在学年限を超えた者
- (7) その他学院長が除籍に該当すると認めたもの

(除籍の承認手続)

第4条 学院長は、除籍をしようとする者について、その事由を確認した上で、教師会の議を経て、これを除籍とする。

2 学院長は、除籍を決定した者及び保証人に対し、除籍決定通知（様式第1）を交付する。

(除籍者の学費の取扱い)

第5条 第3条第4号に規定する死亡による除籍(9月30日まで)の場合に限り、学費を返還する。

2 前項の学費の取扱いについては、学費の納入及び学費の取扱いに関する規程に定めるとおりとする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、教師会において決定する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。